

議案第 4 5 号

岩倉市都市計画税条例の一部改正について

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

岩倉市都市計画税条例（昭和46年岩倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）、第5項から第8項まで、第9項（見出しを含む。）、第11項及び第12項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第50項」に改める。

附則第16項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岩倉市都市計画税条例（以下「新条例」という。）附則第2項、第3項及び第15項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。